

地方独立行政法人新小山市民病院

令和5年度業務実績に関する評価結果

全体評価

令和6年7月

小山市

1. 年度評価の方法

市では、地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第28条第1項に定める業務実績に係る評価について、地方独立行政法人新小山市市民病院評価委員会条例(平成24年条例第32号)第2条第1項第2号の規定に基づき、地方独立行政法人新小山市市民病院評価委員会(以下「評価委員会」という。)に対し、地方独立行政法人新小山市市民病院(以下「法人」という。)の令和5年度の業務実績に関する市長評価案について意見を求め、本稿の通り評価結果として集約を行った。

なお、評価を行うにあたっては、「地方独立行政法人新小山市市民病院に対する評価の基本方針」(令和元年7月3日評価委員会にて決定)並びに「地方独立行政法人新小山市市民病院の年度評価実施要領」「地方独立行政法人新小山市市民病院の中期目標期間評価実施要領」(令和元年10月16日評価委員会にて決定)に基づき「項目別評価」と「全体評価」により評価を行った。

具体的に「項目別評価」は、小項目ごとの法人による自己評価をもとに、自己評価の妥当性や年度計画に照らし合わせた進捗状況を確認し、小項目の評価の平均値をもとに大項目評価を行った。

「全体評価」では、項目別評価の結果を踏まえ、中期目標・中期計画の進捗状況等を考慮し、総合的な評価を行った。

2. 令和5年度業務実績に関する全体評価

令和5年度の業務実績に関する小項目評価を行った結果、4つの大項目のうち「第1 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項」「第2 業務運営の改善及び効率化に関する事項」「第3 財務内容の改善に関する事項」の評価は、A評価〔計画を上回って進んでいる〕が妥当であると、「第4 その他業務運営に関する事項」の評価は、B評価〔計画どおり進んでいる〕が妥当であると判断した。

令和5年度は、救急搬送や高度急性期医療、地域連携活動と経営の健全性が評価され、全国自治体立優良病院として総務大臣表彰を受賞されました。これは公的病院の責務を果たそうと、全職員がワンチームとなり、尽力いただいた結果であり、小山市民・近隣住民にとって、信頼できる地域の中核病院として、患者の命と生活の質を維持向上させるための医療を提供していただいたことの結果である。

大項目第1「住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項」では、地域に密着した急性期病院として良質で安全な医療を提供するための取組みとして、診療機能の整備を強化した結果、診療機能の指標となるDPC機能評価係数Ⅱにおいて、15病院中2位にランク付けされた点、救急医療の取組として救急車の不応需事例の検証と関係機関との協議、救急応需可能体制へ必要な対策を講じた点、がん、脳卒中、急性心疾患について、県内屈指の対応件数を維持している点、365日小児二次救急医療体制を確立し、受入件数が令和4年度より約41%増加した点、地域災害拠点病院の指定を受け、DMAT養成研修の受講により18名体制となり、令和6年1月に発生した能登半島地震において、栃木県からの要請を受け2隊、計12名を被災地に派遣した点、感染症医療の対策において、一般診療とコロナ診療を両立させ、95%以上の病床稼働率を維持し、公的病院として医師会等と協力し、感染症対策の中心的役割を担っていただいた点、予防医療の充実に関して、人間ドック健診施設機能評価認定において、医師の結果説明・保健指導・フォローアップの各体制についてA評価を受けた点などを評価する。

また、医療提供体制の充実のための取組みとしては、初期臨床研修医を含む医師が78名となり、8名増員となったこと、看護師についても、認定看護管理者教育課程修了者の増加など人材育成に取り組んでいることを評価する。

患者・住民の満足度の向上については、患者支援センターが中心となり、入院・外来患者のみならず、多職種による多方面からの支援相談体制を充実させ、患者や家族が安心して療養生活ができる相談体制が整えられている点、また「小山市近郊地域医療連携協議会」を定期的開催し、地域の医療機関との連携体制を構築し、目標を超える紹介率・逆紹介率を達成、地域医療支援病院としての役割を果たしていることを高く評価する。

これらのことを踏まえ、大項目評価は、A評価（計画を上回って進んでいる）が妥当で

あると判断したものである。

次に、第2の「業務運営の改善及び効率化に関する事項」についての特筆すべき点は、組織マネジメントの強化として、目標の共有化とBSCによる行動目標作成と実績管理が定着し、自主的な業務への取組姿勢が組織に浸透している点や、人事評価実施にあたり、評価者の資質向上と評価基準の統一化及び、勤勉手当への結果反映が行われた点等を評価し、大項目評価は、A評価(計画を上回って進んでいる)が妥当であると判断したものである。

次に、第3の「財務内容の改善に関する事項」については、物価高騰や人手不足による人件費上昇等の中、経営基盤の維持・強化に取り組んだ結果、独法化11年連続で黒字が確保できたこと、医薬材料費が高騰している中、医療の質を高め、入院・外来とも患者単価が増加し、材料費率を維持し黒字経営が継続されたことを高く評価する。財務の基盤の維持と強化は着実に図られていると評価し、大項目評価は、A評価(計画を上回って進んでいる)が妥当であると判断したものである。

3. 今後の課題等について

令和5年度は、世の中に大きな影響を及ぼした新型コロナウイルス感染症が5類へと移行し、補助金などの医療機関へ向けた支援終了となる中で、コロナ対応と通常診療を両立していただいた年となった。

5類へ移行したものの、院内の感染対策は徹底する必要がある、その状況下にて患者中心の医療を提供していただいたこと、通常診療の医療提供体制も充実させ、急性期病院の診療機能の指標となる DPC 機能評価係数Ⅱにおいて15病院中2位と評価されたことは病院職員全ての方々の努力の賜物であると考えている。

また、小山地区医師会等、関係機関と協力し、地域中核病院としての役割機能を十分発揮し、地域医療を牽引していただいたことについても、感謝と敬意を表したい。

今後は、地域より求められている診療科の開設や、周産期医療対策として、産科再開に向けた体制整備や、行政からの委託事業である「産後ケア事業」について、行政や関係機関との連携を強化し、住民ニーズを考慮した体制の構築に努めていただくことを期待する。

独法化11年連続の黒字経営や、医業収支における初の黒字等、経営指標の着実な改善からも、継続的に健全な病院経営が行われていることは、明らかである。

今後も地域の中核病院、二次医療圏の中心病院として、更には地域災害拠点病院として、地域医療機関等との連携を一層強化し、通常診療の質の向上とともに、有事の際にその機能を十分発揮できるよう、日頃から職員全員が安全・確実に医療活動ができるよう、より一層研鑽を積んでいただきたい。

新小山市民病院が小山市内に所在することは、市民のいのちと暮らしを守る上でかけがえのない財産であり、本市の強みであると考えている。今後も「対話と共創のオンリーワンホスピタル」という病院の基本方針のもと、継続して地域の中核病院として安全で安心な医療を提供し続けることに尽力いただきたい。